

第51期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

平成27年3月27日（金曜日）午前10時

開催場所

和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
〔末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。〕

議決権行使期限

平成27年3月26日（木曜日）午後6時まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対するストック・
オプション報酬額及び
内容決定の件

目 次

■ 第51期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	3
■ 計算書類	21
■ 監査報告書	24
■ 株主総会参考書類	26

証券コード 3683
平成27年3月11日

株 主 各 位

和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社 **サイバーリンクス**
代表取締役社長 村 上 恒 夫

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
(会場が前年と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

◎報告事項 第51期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

◎決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額
及び内容決定の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
 - 計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんのでご了承ください。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の内容について、修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 当社ウェブサイト <http://www.cyber-l.co.jp>

事業報告

〔平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策効果や企業業績の改善、さらには良好な雇用環境を背景に緩やかな景気回復基調で推移しました。しかしながら、消費増税時の駆け込み需要の反動減及び物価上昇に伴う実質賃金減少により個人消費の回復ペースは鈍く、円安による輸入コストの上昇や中国をはじめとする新興国経済の成長率の鈍化懸念など、先行きは不透明な状況にあります。

情報サービス業界におきましては、災害時の事業継続を目的とした情報システムの分散化や、遠隔地におけるバックアップ等へのニーズが拡大しているものの、当社の主要顧客である流通食品小売業においては、消費者の節約志向を背景とした競争は激しさを増しており、情報化投資は慎重な姿勢が継続しております。

一方、和歌山県内の自治体におきましては、南海トラフ巨大地震等の自然災害に対する防災意識の高まりから、官公庁システムのクラウド化への動きが進んできております。

携帯電話販売市場におきましては、各通信キャリア間の競争に加え、割安な価格帯で異業種から新規参入してくるなど、サービスや価格による販売競争が一層激化しております。

このような状況のもと、当社におきましては、長期ビジョンに「クラウド上に大地を築こう」を掲げ、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」をキーワードに、クラウド型の特性を活かしたサービスの差別化に取り組みました。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,849百万円（前期比18.5%増）、経常利益は590百万円（前期比71.5%増）となり、当期純利益は386百万円（前期比102.0%増）となりました。

なお、当事業年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

＜ＩＴクラウド事業＞

ＩＴクラウド事業におきましては、消費税率引き上げに伴う流通食品小売業向けサービスの外税化及び税率変更にかかる業務の受託に加え、開発中の@ r m s（アームズ）基幹次期バージョン導入の足がかりとして先行導入に注力した、@ r m s 生鮮や@ r m s ネットスーパー等の@ r m s 周辺サービスの提供拡大に伴う顧客数の増加により、流通業向けクラウドサービス分野の売上高が増加いたしました。

また、自治体向け防災システム等の工事進行が順調に進捗したことに加えて、複数自治体による共同利用システムの提供開始及び小中学校向け校務クラウドサービスの提供校数の増加等により、官公庁向けクラウドサービス分野の売上高も堅調に推移し、当セグメント業績が伸張いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は4,542百万円（前期比20.3%増）となりました。

＜モバイルネットワーク事業＞

モバイルネットワーク事業におきましては、iPhoneの販売効果に加えて、当事業年度の６月に開始された株式会社ＮＴＴドコモの新たな料金プラン「カケホーダイ&パケあえる」や夏モデルの新機種発売による需要の増加を受けて、携帯電話端末販売台数は前期を上回りました。加えて、携帯電話用アクセサリ等の周辺商材の販売強化に取り組んだことが、収益増加につながりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は4,307百万円（前期比16.6%増）となりました。

（注） 上記に用いております用語は下記のとおりであります。

クラウドサービス：

ネットワーク上にあるアプリケーションやサーバーなどのリソースを、ネットワーク経由で提供するサービス

セグメント別売上高

セグメント別	第50期 〔自 平成25年1月1日〕 〔至 平成25年12月31日〕		第51期（当期） 〔自 平成26年1月1日〕 〔至 平成26年12月31日〕		前 期 比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
I T ク ラ ウ ド 事 業	3,776,354	50.6	4,542,249	51.3	120.3
モバイルネットワーク事業	3,693,670	49.4	4,307,507	48.7	116.6
合 計	7,470,025	100.0	8,849,757	100.0	118.5

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、408百万円となり、その主なものはデータセンター関連設備の増強のほか、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスに関連するソフトウェアの取得及び機能追加の開発等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成26年3月6日に、東京証券取引所 J A S D A Q 市場（スタンダード）への株式上場に伴い、公募増資により250,000株の新株式を発行し、552,000千円の資金調達を行うとともに、第三者割当増資（オーバーアロットメント）により37,500株の新株式を発行し、82,800千円の資金調達を行いました。

また、新株引受権及び新株予約権の行使に伴い、99,000株の新株式を発行し、123,750千円の資金を調達しております。

- (注) 1. 平成26年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記は、株式分割前の株数であります。
2. 平成27年3月2日をもって、当社株式は東京証券取引所市場第二部に上場しております。

(4) 事業の譲渡等の状況

①事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
記載すべき重要な事項はありません。

②他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成26年7月11日付で株式会社スマーツジャパン（東京地方裁判所平成26年6月20日破産手続開始決定）の破産管財人と事業の譲受けに関する契約を締結し、平成26年8月1日をもってPOSデータ分析等にかかるソフトウェア「SEIL（ザイル）シリーズ」の一部を譲受けました。

③吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、食品卸売業及び流通食品小売業向けサービス充実のため、株式会社アイコンセプト及びエニタイムウェア株式会社を平成26年12月1日付で吸収合併し、両社のすべての権利義務を承継しております。

④他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成26年11月28日付で株式会社アイコンセプト及びエニタイムウェア株式会社の株式をそれぞれ276百万円及び124百万円で取得しております。なお、上記③に記載のとおり、当社は平成26年12月1日付で両社を吸収合併しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用状況の回復や個人消費拡大等の実体経済の本格的な回復が期待されるものの、消費増税後の個人消費の減退や円安による輸入コストの上昇、さらには新興国経済の成長率の鈍化懸念など、予断を許さない状況が続いております。

情報サービス業界におきましては、防災意識の高まりを背景に、クラウドサービスへの関心が高まるとともに、情報セキュリティや災害対策としてのBCP（事業継続計画）に関する新たな需要が見込まれ、今後業界全体は急速に成長していくものと予測されます。

このような経営環境のもと、当社は長期ビジョンに「クラウド上に大地を築こう」を掲げ、中期経営戦略として安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスを積極的に展開し、当社のさらなる成長を実現するため、以下の項目に対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 安心、安全なクラウドサービスの提供

ITが幅広く経済活動を支える情報基盤となりつつあり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社のクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかわる重要な役割を担っていることを強く認識し、サービスの安定性、安全性を高めることを目的に、災害対策のほか、災害時等においてもサービスを継続して提供するためのシステム復旧体制の構築を行ってまいります。

具体的には、免震構造を採用し、津波被害を受けない安全な高台に建設した新たなデータセンターの稼働率の向上を図るとともに、システム停止時におけるシステム切替時間の最小化に向けた改善活動に取り組んでおります。

また、当社クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理を強化し、より安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

② クラウドサービスの拡充と積極的な営業展開

当社は、顧客が必要とする全ての機能をクラウド上で連携し、安価で高性能なサービスを提供することが当社の使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、クラウドサービスの拡充に注力するとともに、積極的な営業展開に取り組んでまいります。また、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

流通業向けクラウドサービス分野におきましては、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス@ r m s 基幹の導入推進を図り、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスにおけるシェアナンバーワンの地位を確立するため、これまで当社がターゲットとしてきた年商10億円～300億円規模の流通食品小売業から、年商300億円～1,000億円超規模の流通食品小売業のニーズに対応できる機能・品質を備える@ r m s 基幹次期バージョンの開発に着手しております。今後、@ r m s 基幹次期バージョン導入の足がかりとなるよう、年商300億円～1,000億円超規模の流通食品小売業に対応している@ r m s 生鮮や@ r m s ネットスーパーに加え、平成26年8月に事業を譲受けたS E I Lシリーズ（POSデータ分析システム）、同年12月に当社と合併しました株式会社アイコンセプト及びエニタイムウェア株式会社のサービスである店POWER（統合棚割システム）をこれらの企業群に対し先行して提案を行っております。

また、流通食品小売業を顧客とするPOSメーカー等との連携を強化し、販売提携及び代理店政策を推進することで、各々の特徴を活かしたサービス提供力を高め、販売網の拡大を図ってまいります。

官公庁向けクラウドサービス分野におきましては、L G W A N（総合行政ネットワーク）接続サービスを含む自治体ネットワーク及び教育系ネットワークを整備し、和歌山県内プラットフォーム基盤の構築を目指しております。基幹系システムは基幹業務システムの導入と当社データセンターでの運用業務、情報系システムは当社の得意分野である防災・医療・文教システムと連携したクラウドサービスの運用のほか、ネットワーク運用、オペレーション、障害対応など、官公庁の情報システム部門の代行業務を担う高度な運用サービスの提供を検討してまいります。

③ インターネット関連のソフトウェア技術の蓄積

スマートフォンの急速な普及を背景に、当社の今後の事業展開において、スマートフォン等を含むインターネット関連の開発技術、特に端末のオペレーションシステムに依存しない開発言語HTML5への対応が重要であると認識しております。この事業環境の変化に対応するため、インターネット関連のソフトウェア技術の蓄積に取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 上記に用いております用語は下記のとおりであります。

L GWAN (総合行政ネットワーク) :

地方自治体の組織内ネットワークを相互に接続した広域ネットワーク

(6) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第48期	第49期	第50期	第51期(当期)
		平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
売 上 高 (千円)		6,046,467	7,105,880	7,470,025	8,849,757
経 常 利 益 (千円)		273,655	329,538	344,377	590,692
当 期 純 利 益 (千円)		123,239	154,454	191,443	386,622
1株当たり当期純利益 (円)		102.17	127.84	158.20	84.59
総 資 産 (千円)		3,158,439	3,287,243	3,933,019	5,245,749
純 資 産 (千円)		1,289,766	1,425,461	1,586,538	2,692,919
1株当たり純資産 (円)		1,068.95	1,177.28	1,310.58	562.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
3. 平成26年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。
4. 第51期の状況は、「1. 会社の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は、平成26年11月28日付で株式会社アイコンセプト及びエニタイムウェア株式会社の発行済株式の全部を取得し、両社を子会社といたしました。なお、当社は、平成26年12月1日付で両社を吸収合併しております。

(8) 主要な事業内容 (平成26年12月31日現在)

食品流通業及び官公庁等の顧客向けに基幹業務システム等のクラウドサービスを提供する「ITクラウド事業」と、移動体通信機器の店舗販売を中心とする「モバイルネットワーク事業」を主要な事業内容としております。

(9) 主要な事業所（平成26年12月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	和歌山県和歌山市
東 日 本 支 社	東京都港区
西 日 本 支 店	大阪市淀川区
海 南 支 店	和歌山県海南市
田 辺 支 店	和歌山県田辺市
田 辺 営 業 所	和歌山県田辺市
新 宮 営 業 所	和歌山県新宮市
名 古 屋 営 業 所	名古屋市市中村区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
札 幌 オ フ ィ ス	札幌市中央区
仙 台 オ フ ィ ス	仙台市青葉区
静 岡 オ フ ィ ス	静岡市葵区
江 坂 オ フ ィ ス	大阪府吹田市
御 坊 サ ー ビ ス セ ン タ ー	和歌山県御坊市
ドコモショップ 南 海 市 駅 前 店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ J R和歌山駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ 岩 出 店	和歌山県岩出市
ドコモショップ 田 辺 店	和歌山県田辺市
ドコモショップ 橋 本 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ 橋 本 彩 の 台 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ か つ ら ぎ 店	和歌山県伊都郡かつらぎ町

- (注) 1. 東日本支社及びMD Bセンタ東京スタジオは平成26年2月10日付で東日本支社に統合し、東京都港区へ移転いたしました。
2. 平成26年8月1日付で静岡市駿河区に静岡オフィスを開設し、平成26年11月25日付で静岡市葵区に同オフィスを移転いたしました。
3. 平成26年12月1日付で江坂オフィスを開設いたしました。

(10) 従業員の状況（平成26年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
389名	22名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）38名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先（平成26年12月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
株式会社紀陽銀行	457,519
株式会社三菱東京UFJ銀行	378,367
株式会社みずほ銀行	69,995

2. 会社の株式に関する事項（平成26年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,789,764株（自己株式2,451株を除く）
- (注) 平成26年8月13日開催の取締役会決議により、平成26年10月1日を効力発生日として1株を3株に分割するとともに、当社定款を変更し、発行可能株式総数を分割比率に応じて増加する決議をいたしました。これにより、発行可能株式総数は9,600,000株増加して14,400,000株に、発行済株式の総数は3,194,810株増加して4,792,215株となっております。
- (3) 株主数 2,261名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ イ バ ー コ ア	1,200,000株	25.05%
村 上 恒 夫	360,300株	7.52%
サイバーリンクス従業員持株会	349,220株	7.29%
西日本電信電話株式会社	108,300株	2.26%
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	94,956株	1.98%
和 歌 山 県	84,117株	1.76%
パナソニックシステムネットワークス株式会社	72,972株	1.52%
富 士 通 株 式 会 社	70,020株	1.46%
日 本 電 気 株 式 会 社	51,072株	1.07%
杉 原 敏 勝	48,000株	1.00%

（注）持株比率は、発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 上 恒 夫	水城会計事務所代表
専 務 取 締 役	佐 藤 正 光	
常 務 取 締 役	東 直 樹	
常 務 取 締 役	湯 川 隆 志	
常 勤 監 査 役	前 田 史 郎	
監 査 役	梶 川 一 彦	
監 査 役	水 城 実	

- (注) 1. 前田史郎氏及び水城実氏は、社外監査役であります。
2. 前田史郎氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 水城実氏は、税理士、社会保険労務士として専門知識を有しており、税務及び企業管理全般に関する知見を有するものであります。
4. 当社は、水城実氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	人 4 (一)	千円 80,961 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	15,000 (11,400)
合 計	7	95,961

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成11年12月6日開催の株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額150,000千円以内、監査役分が年額30,000千円以内であります。
3. 上記のほか、役員賞与4,500千円（支給取締役4名）を支給しております。

② 報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。取締役は当社の価値の最大化を目的に経営にあたるのが責務であると認識しており、取締役の報酬額は会社の経営成績とそれに対する貢献度を考慮して決定しております。また、監査役の報酬額は、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮し、監査役会で協議のうえ決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社 外 監 査 役	水 城 実	水城会計事務所代表	重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	前 田 史 郎	当事業年度に開催された取締役会22回のすべて、また監査役会には13回のすべてに出席し、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、適宜発言を行っております。
	水 城 実	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回、また監査役会13回のうち12回に出席し、専門的見地からの観点を含め、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注） 27,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,400千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式上場申請及び上場市場の変更申請のための助言指導業務、並びに新株式発行にかかるコンフォートレターの作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決定した事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
- ② 取締役は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
- ③ 取締役は、社内及び社外（顧問弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理できる体制とする。
- ④ 社長直轄の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき業務活動の適正性及び効率性につき監査を実施する。
- ⑤ 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
- ⑥ 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。

- ② 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を任命し、リスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にする体制を構築する。
 - ③ ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う体制とする。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務の執行については、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、各事業部門の責任者が意思決定ルールに則り業務を執行する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループは、経理規程等の社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。
 - ② 取締役は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行うものとする。また、グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員（監査役補助者）として適切な人材を配置する。
 - ② 監査役補助者は、取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役補助者の人事（評価・異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
- (7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する体制を整備する。

- ② 取締役及び従業員は、監査役に対して、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。
- ② 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員等にその説明を求めることができる。また、監査役が必要と認めた場合には、いかなる会議、委員会等にも出席できる体制を確保する。
- ③ 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じて外部の専門家を独自に起用することができる。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,596,502	流 動 負 債	1,913,928
現 金 及 び 預 金	375,470	買 掛 金	504,825
受 取 手 形	6,728	短 期 借 入 金	450,000
売 掛 金	1,510,534	1 年内返済予定長期借入金	53,376
商 品	313,358	未 払 金	228,614
仕 掛 品	227,084	未 払 費 用	108,314
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	12,056	未 払 法 人 税 等	200,576
前 払 費 用	59,675	前 受 金	56,783
繰 延 税 金 資 産	37,743	預 り 金	82,679
そ の 他	56,136	前 受 収 益	65,458
貸 倒 引 当 金	△2,286	賞 与 引 当 金	26,621
固 定 資 産	2,649,247	受 注 損 失 引 当 金	23,693
有 形 固 定 資 産	1,669,482	そ の 他	112,984
建 物	607,383	固 定 負 債	638,901
構 築 物	44,984	長 期 借 入 金	402,505
機 械 装 置	9,309	資 産 除 去 債 務	35,235
車 両 運 搬 具	66	長 期 前 受 収 益	170,719
工 具、器 具 及 び 備 品	162,162	そ の 他	30,441
土 地	845,574	負 債 の 部 合 計	2,552,829
無 形 固 定 資 産	624,865	純 資 産 の 部	
の れ ん	216,288	科 目	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア	199,997	株 主 資 本	2,692,855
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	208,580	資 本 金	748,181
投 資 そ の 他 の 資 産	354,899	資 本 剰 余 金	823,201
投 資 有 価 証 券	15,191	資 本 準 備 金	823,201
関 係 会 社 株 式	40,520	利 益 剰 余 金	1,122,493
出 資 金	31	利 益 準 備 金	7,500
破 産 更 生 債 権 等	513	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,114,993
長 期 前 払 費 用	53,315	別 途 積 立 金	190,000
繰 延 税 金 資 産	92,319	繰 越 利 益 剰 余 金	924,993
そ の 他	154,038	自 己 株 式	△1,021
貸 倒 引 当 金	△1,029	評 価 ・ 換 算 差 額 等	64
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	64
資 産 の 部 合 計	5,245,749	純 資 産 の 部 合 計	2,692,919
		負債及び純資産の部合計	5,245,749

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔平成26年1月1日から〕
〔平成26年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,849,757
売 上 原 価	6,343,801
売 上 総 利 益	2,505,956
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,901,751
営 業 利 益	604,204
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	34
受 取 配 当 金	153
不 動 産 賃 貸 料	13,269
補 助 金 収 入	5,839
違 約 金 収 入	4,200
そ の 他	11,838
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10,772
不 動 産 賃 貸 原 価	6,609
株 式 公 開 費 用	27,232
そ の 他	4,231
経 常 利 益	48,845
特 別 利 益	590,692
事 業 譲 渡 益	9,000
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,690
税 引 前 当 期 純 利 益	597,002
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	264,048
法 人 税 等 調 整 額	△53,668
当 期 純 利 益	386,622

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	368,906	443,313	443,313	7,500	190,000	577,093	774,593
事業年度中の変動額							
新株の発行	317,400	317,400	317,400				
新株の発行（新株予 約権の行使）	61,875	62,487	62,487				
剰余金の配当						△38,722	△38,722
当期純利益						386,622	386,622
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	379,275	379,887	379,887	－	－	347,899	347,899
当期末残高	748,181	823,201	823,201	7,500	190,000	924,993	1,122,493

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,021	1,585,792	133	133	612	1,586,538
事業年度中の変動額						
新株の発行		634,800				634,800
新株の発行（新株予 約権の行使）		124,362				124,362
剰余金の配当		△38,722				△38,722
当期純利益		386,622				386,622
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△68	△68	△612	△681
事業年度中の変動額合計	－	1,107,062	△68	△68	△612	1,106,381
当期末残高	△1,021	2,692,855	64	64	－	2,692,919

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

平成27年2月10日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 村 猛 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南 方 得 男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月13日

株式会社サイバーリンクス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	前 田 史 郎	㊟
監 査 役	梶 川 一 彦	㊟
社外監査役	水 城 実	㊟

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第51期期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、長期的かつ安定した配当を継続していくことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき13円 総額 62,266,932円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年3月30日

第2号議案 取締役1名選任の件

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かつら やす お 桂 靖 雄 (昭和22年9月19日生)	昭和45年 4 月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 平成13年 6 月 松下通信工業(株) (現 パナソニック モ バイルコミュニケーションズ(株)) 取締 役社長 平成15年 6 月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 役員 平成16年 6 月 同社 常務役員 東京支社長 平成19年 6 月 同社 常務取締役 平成21年 4 月 同社 専務取締役、東京代表、渉外本 部長 平成22年 4 月 同社 取締役副社長 平成25年 6 月 同社 顧問	3,000株

- (注) 1. 桂靖雄氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 桂靖雄氏は、社外取締役候補者であります。
同氏は、長年にわたりパナソニック株式会社の役員を務められており、豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言をいただくことにより、当社のガバナンスが強化されるものと考え、選任をお願いするものであります。
4. 桂靖雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、当社定款第29条に、社外取締役との間で当社の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。桂靖雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 所有する当社株式の数は、平成26年12月31日現在のものです。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役前田史郎氏は、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
まえだ しろう 前 田 史 郎 (昭和33年11月14日生)	昭和56年 4 月 (株)紀陽銀行入行 平成19年 4 月 同行 東京支店支店長 平成21年 6 月 同行 業務監査部部長 平成23年 4 月 当社 監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 前田史郎氏は、社外監査役候補者であります。
同氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その経験と知見から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 前田史郎氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の企業価値向上への貢献意欲をこれまで以上に高めるため、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額40百万円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

第2号議案が原案どおり承認可決されましてもなお、取締役は4名（社外取締役を除く）であります。なお、各取締役への支給時期及び配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由並びにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数

500個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類

当社普通株式50,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は、100株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものいたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) その他新株予約権の内容

上記(1)から(6)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
TEL 073-425-3333 (代表)

